

令和4年度 広島支部保険料率について

スケジュール（予定）

12月17日（金） 運営委員会（平均保険料率10%維持の方針決定）

24日（金） 政府予算案（令和4年度）の閣議決定

1月14日（金） 広島支部評議会の開催
<本日> （都道府県単位保険料率の変更について意見聴取）

18日（火） 支部長から理事長への意見の申出【提出期限】

1月27日（木） 運営委員会（都道府県単位保険料率の決定）
運営委員会への付議後、保険料率の変更について、厚生労働大臣へ認可申請予定

2月上旬～中旬 令和4年度保険料率の認可予定

〈健康保険法 第160条〉

第6項 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、理事長が当該変更に係る都道府県に所在する支部の支部長の意見を聴いた上で、運営委員会の議を経なければならない。

第7項 支部長は、前項の意見を求められた場合のほか、都道府県単位保険料率の変更が必要と認める場合には、あらかじめ、当該支部に設けられた評議会の意見を聴いた上で、理事長に対し、当該都道府県単位保険料率の変更について意見の申出を行うものとする。

第8項 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、理事長は、その変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

平均保険料率について

1. 医療分の令和4年度平均保険料率

(1) これまでの議論の経緯

令和4年度の保険料率については、協会の財政構造に大きな変化がなく、また、新型コロナウイルス感染症の影響により先行きが不透明である中で、今後の5年収支見通しのほか、人口構造の変化や医療費の動向、後期高齢者支援金の増加などを考慮した中長期的視点、平成29年12月19日の運営委員会にて理事長より示された、「今後の保険料率のあり方については、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたい」旨の考えを踏まえ、運営委員会において議論が進められた。

運営委員会では、「制度の安定的な運営のため、今は平均保険料率を維持することが重要」、「これまで中長期的な視点で考えることを貫いてきており、平均保険料率は10%維持が妥当」など、**10%維持に賛同する意見が大勢**を占めていた。

また、支部評議会においては、意見書の提出があった支部は45支部あり、そのうち、平均保険料率10%維持の意見が31支部、引き下げるべきとの意見が4支部、平均保険料率10%維持の意見と引き下げるべきとの意見の両方の意見（両論併記）が10支部となった。

なお、両論併記の意見があった10支部のうち、7支部では平均保険料率10%維持の意見が多数を占めていた。

(2) 協会としての対応

① 平均保険料率について

令和4年度の平均保険料率については、10%を維持する。

② 保険料率の変更時期について

令和4年4月納付分からとする。

令和3年12月17日開催の運営委員会における令和4年度保険料率に関する議論の委員長の取りまとめ

令和4年度保険料率について、各委員からご意見をいただき、運営委員会全体としては、10%維持の意見であったとまとめられる。また、保険料率の変更時期については、事務局の提案に対して、特段の異論はなかった。

政府予算案を踏まえた収支見込（令和4年度）の概要について（医療分）

協会けんぽの収支見込（医療分）

（単位：億円）

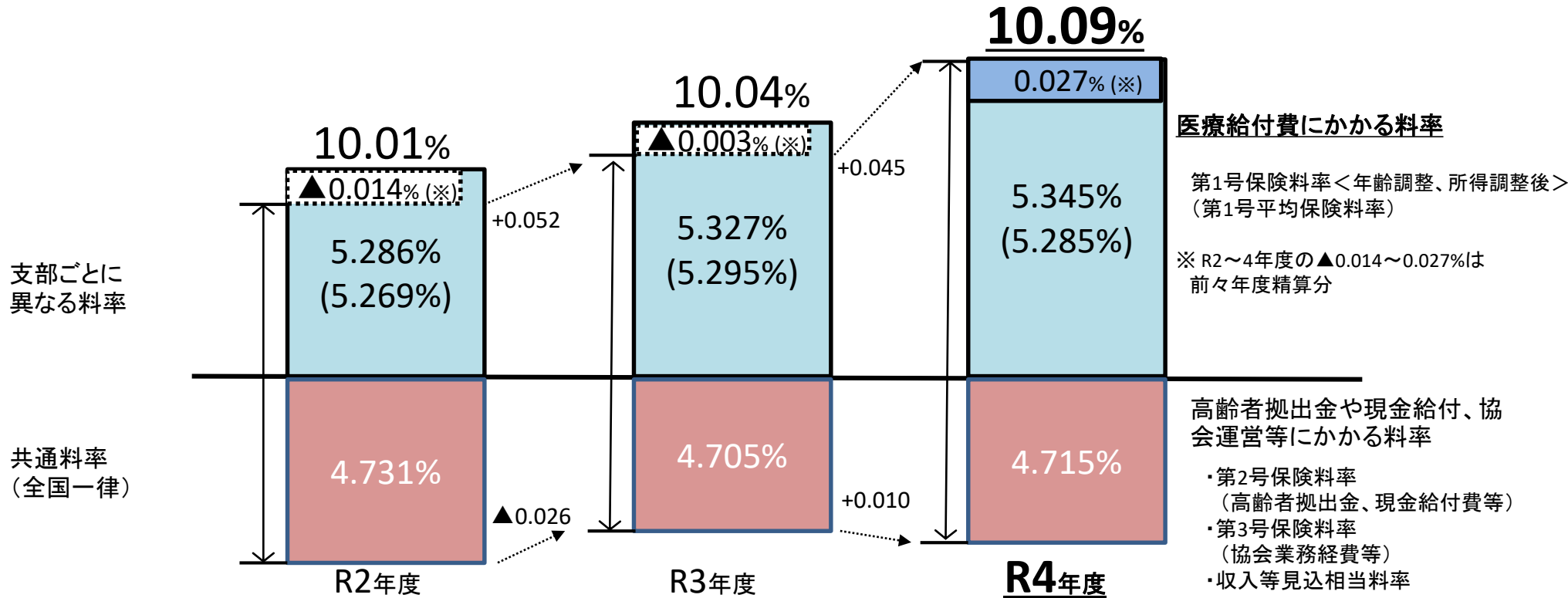
		R2(2020)年度	R3(2021)年度	R4(2022)年度	備考
		決算	直近見込 (R3年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R3年12月)	
収入	保険料収入	94,618	99,375	99,369	H24-R3年度保険料率： 10.00% R4年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	12,739	12,461	12,454	
	その他	293	275	266	
	計	107,650	112,110	112,090	
支出	保険給付費	61,870	66,623	67,304	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 抛出品等対前年度比 + 1 } ▲ 806 ▲ 806 } ▲ 0 </div>
	前期高齢者納付金	15,302	15,541	15,542	
	後期高齢者支援金	21,320	21,596	20,790	
	退職者給付抛出品	1	1	1	
	病床転換支援金	0	0	0	
	その他	2,974	4,582	3,868	
	計	101,467	108,343	107,505	
単年度収支差		6,183	3,768	4,585	○R4年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率 R4年度均衡保険料率： 9.54%
準備金残高		40,103	43,870	48,456	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

令和4年度広島支部保険料率について

広島支部の健康保険料率(令和4年度)は、10.09%となる見込み

- 都道府県単位保険料率は、「支部ごとに異なる料率(医療給付費にかかる料率)」と全国一律の「共通料率」から構成される。
- 広島支部の保険料率(令和4年度)は、前年度から0.05ptアップの見込みであるが、これは共通料率が0.010pt増加し、医療給付費にかかる料率部分が0.045pt増加することに起因する。
- 医療給付費にかかる料率の増加は、全国平均部分(-0.010pt)と地域差部分(+0.055pt、精算分を含む)で構成され、後者については、広島支部の医療給付費の伸びが全国平均の伸びを上回ることを意味する。



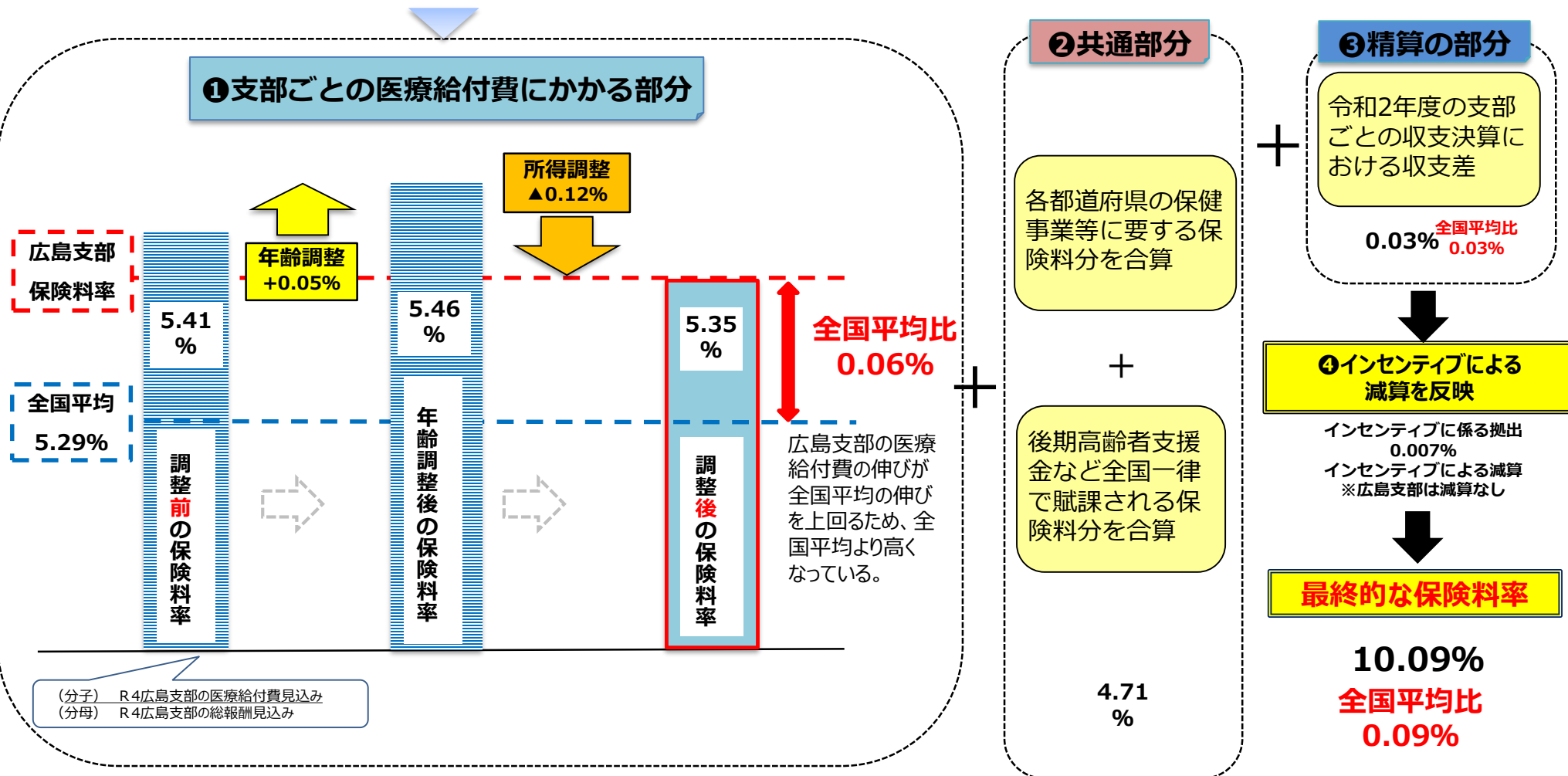
※端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

※支部保険料率については、インセンティブ制度にかかる拠出(0.007%)を加えるが、端数処理のため10.09%となる。

協会けんぽの都道府県単位保険料率の設定のイメージ

都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、支部ごとの医療給付費にかかる部分は、都道府県間で年齢調整・所得調整を行う。

広島支部の設定イメージ（全国平均に比べ、若干年齢構成が若く、所得水準が低い）



※端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

令和4年度広島支部健康保険料率（内訳）

単位：％

		令和3年度	令和4年度	前年度差
第1号都道府県単位保険料率（A）		5.327	5.345	0.018
医療給付費等	医療給付費/総報酬額	5.412	5.415	0.003
	年齢調整	0.034	0.047	0.013
	所得調整	▲0.120	▲0.116	0.004
第2号都道府県単位保険料率（B）		3.997	3.906	▲0.091
現金給付費、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、インセンティブ制度の財源拠出等	インセンティブ分以外（全支部共通）	3.990	3.899	▲0.091
	インセンティブ分 ※財源拠出分	0.007	0.007	0.000
第3号都道府県単位保険料率（C）		0.741	0.870	0.129
業務経費、一般管理費、準備金積立、前々年度の支部の収支差等	前々年度精算分以外（全支部共通）	0.741	0.843	0.102
	前々年度精算分 ※収支差プラスの場合0	0.000	0.027	0.027
収入等見込額相当率（D）		0.028	0.028	0.000
日雇特例被保険者保険料収入、雑収入等	前々年度精算分 およびインセンティブ分以外（全支部共通）	0.025	0.028	0.003
	前々年度精算分 ※収支差マイナスの場合0	0.003	0.000	▲0.003
	インセンティブ分 ※下位24支部の場合0	0.000	0.000	0.000
広島支部保険料率（A+B+C-D）		10.04	10.09	0.05

※端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

保険料納付額への影響について（月額）

例）標準報酬月額 300,000円×0.05% = 150円（労使折半で75円）

令和4年度都道府県単位保険料率における保険料率別の支部数（暫定版）

保険料率 (%)	支部数
11.00	1
10.65	1
10.52	1
10.47	1
10.45	1
10.43	1
10.39	1
10.35	1
10.34	1
10.30	1
10.27	1
10.26	1
10.25	1
10.22	1
10.21	1
10.18	2
10.15	1
10.14	1
10.13	1
10.09	2
10.03	1

} 23

} 広島支部

保険料率 (%)	支部数
9.99	1
9.96	2
9.95	1
9.94	1
9.93	1
9.91	2
9.90	1
9.89	1
9.85	1
9.83	1
9.82	1
9.81	1
9.77	1
9.76	1
9.75	1
9.73	1
9.71	1
9.67	1
9.66	1
9.65	1
9.61	1
9.51	1

} 24

令和4年度都道府県単位保険料率の令和3年度からの変化（暫定版）

令和3年度保険料率 からの変化分		支部数
料率（％）	金額（円）	
+0.32	+480	2
+0.31	+465	1
+0.29	+435	1
+0.22	+330	1
+0.21	+315	1
+0.17	+255	2
+0.16	+240	1
+0.14	+210	2
+0.13	+195	1
+0.11	+165	1
+0.10	+150	1
+0.07	+105	4
+0.06	+90	1
+0.05	+75	2
+0.04	+60	1
+0.03	+45	3
+0.02	+30	2
+0.01	+15	2

29

令和3年度保険料率 からの変化分		支部数
料率（％）	金額（円）	
▲0.01	▲15	2
▲0.02	▲30	1
▲0.03	▲45	3
▲0.04	▲60	3
▲0.06	▲90	1
▲0.07	▲105	2
▲0.09	▲135	1
▲0.11	▲165	2
▲0.13	▲195	1
▲0.14	▲210	1
▲0.22	▲330	1

18

広島支部

注1. 「+」は令和4年度保険料率が令和3年度よりも上がったことを、「▲」は下がったことを示している。

2. 金額は、標準報酬月額30万円の者に係る保険料負担（月額、労使折半後）の増減である。

<参考> 令和2年度の広島支部の収支（暫定版）

(百万円)

	全国計		広島支部	
	保険料率算定時の見込み	決算見込み	保険料率算定時の見込み	決算見込み
収入	9,967,665	9,482,473	270,173	251,945
支出	9,423,211	8,864,168	255,424	236,257
収支差（準備金）	544,454	618,305	14,749	15,688
全国平均分	544,454	618,305	14,479	16,408
地域差分	-	-	-	▲720

広島支部の
収支差

全国計の収支差（剰余金）をもとに総報酬按分（全支部の総報酬額に占める広島支部の総報酬額の割合）から算出の上、全国平均と同様だった場合の収支差が広島支部に振り分けられたもの

広島支部の収支差と全国平均分の差
 $15,688 - 16,408 = \blacktriangle 720$

加入者1人当たり医療給付費の全国平均との差の実績が保険料率算定時の見込みから乖離した影響を表す

- 令和2年度は令和元年度と比べ医療給付費は全国的に減少しているが、その減少の程度は都道府県支部ごとに差があった。
- 収支差の地域差がプラスとなっている都道府県支部では、医療給付費の減少が大きい傾向にある。

<参考> 令和2年度の広島支部の収支差の保険料率換算

	支部別収支差（地域差分） (a)	総報酬額（令和4年度見込み） (b)	保険料率換算 (a) / (b) ×100
広島支部	▲719 百万円	2,638,793 百万円	▲0.03 %

※令和3年12月暫定データで算出

- 令和4年度都道府県単位保険料率の算定においては、令和2年度の都道府県支部ごとの収支における収支差（地域差分）について精算する必要がある。当該収支差は、プラスの場合は収入に加算し、マイナスの場合は絶対値の額を支出に加算する。
- 令和4年度都道府県単位保険料率算定の際の精算に係る保険料率は、令和2年度の支部の収支差（地域差分）を令和4年度の総報酬額の見込額で除したものになる。

⇒ この結果、広島支部の令和4年度保険料率算定時には、令和2年度の収支差（絶対値）719百万円が支出に加算されることから、保険料率に対して引き上げ要因（プラス影響）となる。

<参考> 令和3年度広島支部保険料率に係る意見

(令和2年度 第4回広島支部評議会 開催日：令和3年1月15日)

■ 評議員意見

・準備金について、今回の新型コロナウイルス等といった不測の事態に備えるために、これまで積み上げてきたという議論があったと思う。どの程度確保しておいた方がよいのかといった検証の方向性は示されているのか。まだ検証に着手していないのであれば、準備金の在り方を検討する良い機会であると思う。
検証の結果、準備金がどの程度必要であるというものが示されると、保険料率が引き上げとなった場合も理解を得られやすいのではないかと。

■ 支部長意見

1. 意見の要旨

広島支部の令和3年度保険料率を、令和2年度保険料率の10.01%から0.03ポイント引き上げ、10.04%とすることについて、止むを得ないと考えます。

2. 理由等

医療費の伸びが賃金の伸びを上回る財政の赤字構造が続いていることや、新型コロナウイルスの感染拡大等により将来の見通しが極めて不透明な経済情勢もあり、平均保険料率の10%維持を前提に算出された広島支部の保険料率に異論はありません。

しかし、準備金の在り方について、今後検証が必要であるとの意見を評議員より頂戴しております。準備金の積み上げに係る一定の目安や根拠等の議論が必要かと思えます。広島支部としては、準備金の取り崩しによる保険料率の引き下げを行わないのであれば、準備金の一部を保険者機能強化予算等として重点的に配分のうえ、保健事業の推進に有効的に活用し、健康経営を通じた加入者の健康度の向上に資する事業を積極的に展開することが必要であると考えます。これらの取り組みにより将来的な保険料率の抑制に努めていきたいと考えております。

介護保険料率について

介護保険の令和4年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

令和4年度は、単年度で収支が均衡するよう1.64%（4月納付分から変更）とする。

（参考）

健康保険法第160条第16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の総報酬額総額の見込}}$$

1.80%から令和4年4月以降に1.64%へ引き下げた場合の令和4年度の保険料負担の影響（被保険者1人あたり）

例）標準報酬月額 300,000円 × 0.16% = 480円（労使折半で240円）減額

政府予算案を踏まえた収支見込（令和4年度）の概要について（介護分）

協会けんぽの収支見込（介護分）

（単位：億円）

		R2（2020）年度	R3（2021）年度	R4（2022）年度	備考
		決算	直近見込 (R3年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R3年12月)	
収入	保険料収入	10,379	11,002	10,229	R2年度保険料率： 1.79%
	国庫補助等	-	-	1	R3年度保険料率： 1.80%
	その他	-	-	-	R4年度保険料率： 1.64%
	計	10,379	11,002	10,229	
支出	介護納付金	10,303	10,291	10,480	納付金対前年度比 ⇒ + 189
	その他	21	55	-	
	計	10,324	10,345	10,480	
単年度収支差		55	656	▲ 250	
準備金残高		▲ 430	227	▲ 24	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

広報スケジュールについて

令和4年度 保険料率改定に係る広報スケジュール

